

飯岡農業構造改善センター排雪業務委託仕様書

1 業務委託場所

飯岡農業構造改善センター専用駐車場（盛岡市下飯岡 8 地割 100 番地）
（別紙図面のとおり）

2 業務実施時期

原則として、指定管理者が指示したときは、その都度実施するものとする。

3 業務内容

飯岡農業構造改善センター専用駐車場の排雪を行うものとする。

4 業務完了報告

業務が完了したときは、その都度指定管理者に報告するとともに、遅滞なく報告書を提出し、検査を受けるものとする。

排雪作業を、タスクメータ・タコグラフを取付けてある機械で実施した場合は、タスクメータ・タコグラフのチャート紙又はその写しを添付すること。

なお、チャート紙には車輛登録番号か機械番号を記入すること。

5 業務実施期間

令和 9 年 12 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

6 その他

(1) 業務の履行に当たっては、施設の保全及び利用者の安全に十分注意すること。

(2) 業務の開始及び終了時刻は、受注者の除雪機械が事務所又は駐機場を出発し、帰着したときとする。

ただし、市道等ほかの業務委託場所の除雪作業に引続き従事するときは実稼働時間とする。

(3) 当該施設の支払・請求については、月毎に行うものとする。

月毎の稼働累計時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、その端数が 30 分以上のときは切り上げて 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てるものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度協議すること。